

厚木市文化芸術振興委員会の役割

① 厚木市文化芸術振興条例の運用状況の点検(令和5年度実施結果)

→点検対象：第5条から第13条まで

【使用する資料】

資料1-1 厚木市文化芸術振興条例運用状況報告書

資料1-4 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期計画進行管理票【令和5年度分】

② 厚木市文化芸術振興条例の4年間の運用状況の評価

(令和2・3・4・5年度分)

厚木市文化芸術振興条例(抜粋)

(文化芸術振興委員会)

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

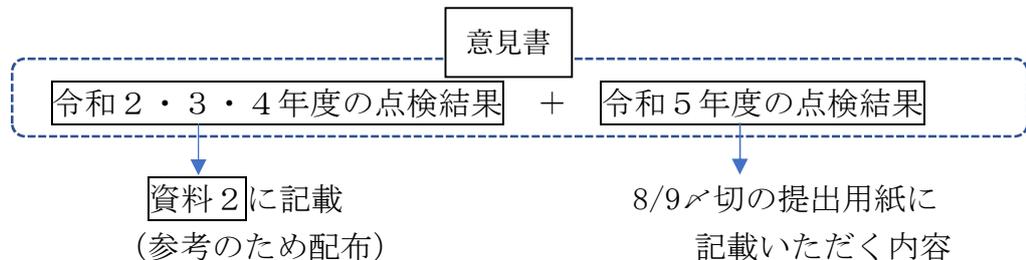
(評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

→文化芸術振興委員会から市長へ意見書を提出(令和6年度に実施)

【使用する資料】

資料2 厚木市文化芸術振興条例運用状況点検結果集計【対象年度令和2～4年度】



③ 第2次厚木市文化振興計画の運用状況の点検(令和5年度実施結果)

【使用する資料】

資料1-2 第2次厚木市文化芸術振興計画体系図(対象年度：令和5年度)

資料1-3 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期計画

【令和5年度】基本方針別総合評価一覧

資料1-4 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期計画進行管理票【令和5年度分】

条例

計画